

健康保険法改正^{※1}について

※1 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

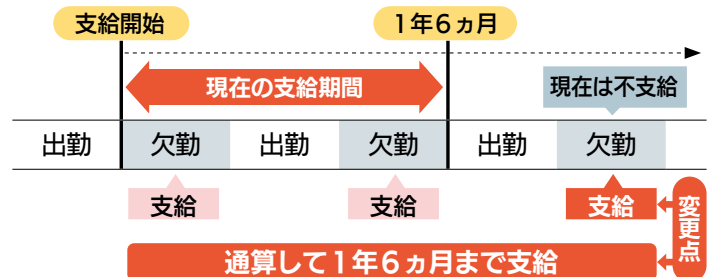
傷病手当金の支給期間の通算化

令和4年1月から

病気やけがで働けないときに支給される「傷病手当金」の支給期間は1年6ヵ月です。これまでこの支給期間の数は、途中で出勤した日があっても暦上の1年6ヵ月となっていました。令和4年1月からは、出勤その他により傷病手当金が不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになりました。

病気やケガで休むときの
所得補償が手厚くなります

傷病手当金 見直しのイメージ



任意継続被保険者制度の見直し

令和4年1月から

本人の申請による資格喪失を可能に

退職した後も、「任意継続被保険者」になることを希望する方は最大2年間引き続き健保組合に加入することができます。これまで、一旦「任意継続被保険者」になると任意で脱退する規定がありませんでしたが、令和4年1月からは就職や保険料未納による資格喪失に加え、新たに本人の意思により申請することで資格喪失（脱退）できるようになりました。

選択の幅がひろがります



産科医療補償制度が変わりました

「出産育児一時金」が変わりました

令和4年1月以降に出産される方が対象

▼ 産科医療補償制度の掛金

現行

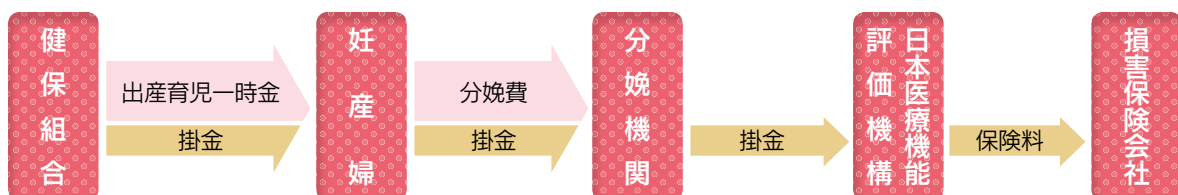
1分娩あたり **16,000円**

令和4年1月以降

1分娩あたり **12,000円**

産科医療補償制度^{※2}の掛金は、健保組合が支給する「出産育児一時金」420,000円に含まれています。この掛金が、令和4年1月以降出生児から12,000円に引き下げとなりました。これに伴い、産科医療補償制度の対象外の医療機関での出産の場合、出産育児一時金は408,000円（現行404,000円）となりました。

※2 産科医療補償制度…分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃんとその家族に、総額3,000万円の補償金を支給するとともに、原因分析を行い再発防止に役立てる制度です。（公財）日本医療機能評価機構が運営しています。



* 被扶養者の「家族出産育児一時金」についても同様です。

* 出産育児一時金は「直接支払制度」「受取代理制度」を利用することで、分娩機関が直接受け取ることもできます。